

第八章 福利・厚生

一 国民年金

国民年金制度は、老齢・療疾・死亡などに対して必要な年金を支給し、国民の連帯によって、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するため、昭和三四年四月一六日から制度化され、昭和三六年四月一日から実施してすべての国民が必ずいずれかの年金に加入する、国民皆年金の体制ができた。

国民年金は大きく分けて、保険料を納めて年金を受ける拠出年金と、制度が発足した時既に高齢であった人や、拠出年金ができる前に障害や母子家庭に全額国の負担によって年金を支給する福祉年金の二つに分かれる。

現在、（昭和六三年三月末日）の国民年金加入者は、全国で約三〇三四万人、愛媛県で四〇万人、久万町では、二六二六人であり、六〇年度の保険料の収納は一億九七〇〇万円に対し、支給額は四億八六〇〇万円になり、高齢化に伴い、支給額が大幅に伸びている。

1 拠出制国民年金

久万町でも、国民年金制度の発足に伴い、昭和三六年度にはこの趣旨の徹底をはかるため、各集落単位で説明会を実施して加入促進に努めた。趣旨について了解は得たが保険料に若干の不安が残り十分な理解が得られなかったが、老後の福祉に直結する所得確保である認識も深まった。

翌三六年四月一日から全国一斉に保険料の収納が始まり、ここに、国民皆年金時代を迎えいずれかの年金に加入するようになった。国民年金に加入できる者は、公的年金加入者（会社などに勤めているサラリーマンで、厚生年金に加入している者、役所などに勤めている共済組合員の者）以外の次の職業に従事する者で国内に住所を有する、二〇歳以上六〇歳までの日本国民が被保険者となった。

- イ 小規模工業、商業、サービス業などに従事する者
- ロ 小規模工業、商業、サービス業などに従事する者
- ハ 開業している医師、歯科医師、薬剤師
- ニ 弁護士、公認会計士、税理士
- ホ 日雇労働者、無職者
- ヘ これらの人の配偶者、従業員など

しかし、年金の支給資格期間の関係から、発足時の昭和三六年四月一日現在、満四九歳までのものは、強制加入被保険者として加入しなければならず、五〇歳をこえ、五五歳に達しないものについては、本人の希望によって被保険者となるみちがひらかれていた。また各種公的年金制度に加入しているものの配偶者についても、本人の希望によって被保険者となるみちがひらかれていて、強制加入以外のものを任意加入被保険者と呼んでいた。

その後、何回かの制度の改正が行われたが、昭和六一年四月、人口構造の高齢化や産業構造、就業構造などの社会経済状況の変化に対応できるように公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していくための基礎がためを行った。

今回の改正は、従来、農業・漁業等の自営業の人などは国民年金に加

入し、サラリーマンは厚生年金等に加入するという「タテ割り」のしくみを改正して、国民年金はすべての国民が加入して基礎年金として支給されることになった。これは各公的年金制度を一元化することの一環としてとらえられているもので、「基礎年金」の特色は現行制度、それぞれの独自制度をいかしつづつ各制度に共通する部分を基礎年金という形でありだすことになった。したがって国民年金に加入する人の範囲が拡大され、厚生年金等の被保険者とその配偶者も国民年金に加入することになった。また保険料は厚生年金保険等がまとめて国民年金に支払うことになった。

基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類となり、厚生年金や共済年金は、この三種類の基礎年金にそれぞれ上乗せして支給されることになった。

この結果国民年金の被保険者は次の三種類になる。

<p>第1号被保険者</p>  <p>農業、自営業者などの日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人</p>
<p>第2号被保険者</p>  <p>厚生年金保険（現行の船員保険も含む）の被保険者</p>
<p>第3号被保険者</p>  <p>厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人</p>

保険料及び給付については、当初三四歳以下一〇〇円、三五歳以上一五〇円を月々加入者が負担し、給付額は当初年額一人当たり二万四〇〇〇円であったものが、昭和六二年四月より六二万六五〇〇円に引き上げられたように、物価の上昇があっても年金の価値が下らないように、

物価の上昇に応じて、保険料及び年金額も自動的に上がるよう、物価スライド制を実施しており、年々年金の内容も充実し、夫婦で月額一〇万円が実現した。

2 無拠出制国民年金（福祉年金制度）

国民年金制度が制定された昭和三四年一月一日までに、満七〇歳以上の高齢者、重度の疾病にあったもの、夫と死別して母子状態にあった者、及び、施行当時五〇歳以上になっていたため強制加入保険者から除外された者、国民年金被保険者であるが、保険料を納めた期間が短かったため、拠出制年金を受けることができない者、以上の人々を対象に支給される年金を福祉年金といい、年金をうける権利（受給権）のある者はおおむね次のとおりである。

- (1) 老齢福祉年金……現在七〇歳以上の者、これから七〇歳になる者（明治四四年四月一日までに生まれた者にかぎる）は七〇歳になったとき。
- (2) 障害福祉年金……自分で日常生活の用をすることができない程度の障害の状態にある二〇歳以上の者。
 - ▽二〇歳未満で右にのべた障害の状態にある者は、二〇歳になったとき。
 - ▽昭和三六年四月一日以後に起きたケガ又は病気になる前に、国民年金手帳をうけとって、定められた保険料をおさめていたか、その免除をうけていた者。
- (3) 母子福祉年金……二〇歳以後に夫（内縁でもさしつかえない）に死別した妻が、中学卒業前か二〇歳未満の重度の障害のある子を養っているとき。
- (4) 準母子福祉年金……二〇歳以後に夫、男子たる子（息子）、父または祖父と死別した祖母または姉が、引続き中学校卒業前か、二〇歳未満の重度

の障害のある孫または弟妹を養っているとき。
これによって福祉年金も発足当初から逐次増加していたが昭和五〇年
度をピークに減少している。給付状態は下表のとおりである。

国民年金 (単位 円)

年次	区 別	保 険 料 (月 額)			給 付 額 (年 額)
		加入者負担	国庫負担	合 計	
昭和36年	34歳以下	100	50	150	24,000
	35歳以上	150	75	225	
昭和42年	34歳以下	200	100	300	60,000
	35歳以上	250	125	375	
昭和45年	34歳以下	250	125	375	60,000
	35歳以上	300	150	450	
昭和50年		1,100	550	1,650	339,600
昭和55年		3,770	給付時負担	3,770	504,000
昭和60年		6,740	〃	6,740	576,200
昭和62年		7,400	〃	7,400	626,500

※ 給付額50年以降25年納付の場合

拠出年金受給者の状況

(単位 千円)

年度	老 齢 年 金		障 害 年 金		遺族(母子)年金		遺 児 年 金		死 亡 一 時 金	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
昭和37年				0		0		0		0
40年			1	30	12	278		0		0
45年			(8) 11	1,248	27	2,587	5	369	12	106
50年	502	83,479	(16) 23	3,622	34	11,546	3	1,019	10	178
55年	1048	272,790	(27) 38	13,543	22	11,035	0	0	7	161
60年	1465	441,556	(31) 49	33,677	17	10,088	1	593	6	158

※ 基礎年金はS61.4以降

国民年金保険料収納・検認状況

(単位 千円)

年度(昭和)	36	40	45	50	55	60	62
収納金額	3,996	5,853	21,770			197,287	161,618
検認率 %	86.8	99.4	100.0	98.9	102.1	98.2	92.3

二 社会福祉事業

1 浴 革

明治維新は封建社会の打破と近代日本誕生の契機であるが、貧農・貧民など混乱による多くの窮乏者が発生した。そのため、応急救助の措置が定められた。明治四年の棄児育米給与方、これについて明治七年に定められた恤救規則は、昭和六年の救護法となるまで、一般貧民救済の唯一の国家法となった。

国の行政機関も大正六年、内務省に救護課が設立され、のちに社会課と改称され、やがて社会局に昇格した。今日の民生委員制度の前身となった方面委員制度が生まれたのもこのころで、岡山県では同年済世顧問制度を設けた。

このころより昭和初期にかけて各都道府県では、種々の名称をつけて委員制度を創設し、貧民の救済、救護活動に当たってきた。

愛媛県では、大正一三年一月九日訓令第三七号で愛媛県方面委員設設規程を定めた。方面委員は名譽職として、調査指導保護、救済、福利、教化、融和をその職務と規定している。

その後昭和二年、この規程を改正し委員一二五名を市町村長の補助機関として選任した。久万町でも

高 附 貞一郎 (久万町大字久万町)

八 木 菊次郎 (久万町大字上野尻)

宇都宮 音吉 (久万町大字久万町)

高 井 寛 和 (久万町大字菅 生)

正 岡 真 吾 (久万町大字久万町)

の五氏が方面委員として初めて愛媛県より委嘱された。

この方面委員制度は、昭和十一年「方面委員令」が制定され全国的なものとなった。

さらに、「民生委員令」(昭和二十一年一月一日)が公布され方面委員は民生委員と改称された。

児童福祉法(昭和二十二年二月一日)が制定されてからは、児童委員も兼ねることとなり、その名称も民生児童委員となった。昭和二十五年の法律改正によって、生活保護法では、市町村長の補助機関であった民生委員が、実施の協力機関としてその性格を大きく変えることになり、また老人福祉法(昭和三十八年七月一日)の制定にあたっては、民生委員が同法の協力機関となった。

昭和四十二年一月八日には、久万町の過去における社会福祉活動の反省と、住民総参加による今後の福祉活動の推進をはかるために指導者三〇〇名が集まり民生委員制度創設五〇周年記念第一回福祉大会が久万小学校講堂で盛大に行われた。

終戦を契機として、わが国の社会情勢は大きく移り変わった。民主憲法の制度を基として国の社会福祉、社会保障施策が強化され、さらに住民の要求と相まって、つぎつぎと関係法が施行されることになった。久万町でも民生児童委員協議会、社会福祉協議会が設置され、いわゆる、住民のための公私にわたる社会福祉事業が熱心に行われた。

さらに最近の社会・経済の変化に伴い複雑多岐な福祉のニーズに対応するため、従来の生活保護を中心とした低所得者層の福祉から所得の多

少にかかわらず、身体障害者・高齢者・精神薄弱者・児童・母子寡婦等身体的・精神的にハンディキャップをもつ人々の福祉の増進を図ることになった。したがって民生委員の役割も、関係機関への協力活動を始め、地域の要介護者の実態調査の把握、援助活動、心配ごと相談等個々の「なやみごと」などに対する適切な助言と援助を与えるものとして、ますます重要な役割を果たすことになった。

昭和六一年一月一日、全国いっせいに民生児童委員の改選が行われた。久万町でも二八名の委員が改選され、九名の婦人委員が新しく誕生し、推せんされ、厚生大臣より委嘱を受けた。

昭和六一年一月一日、改選後の久万町民生委員・児童委員は、次のとおりである。

久万町民生委員、児童委員名簿と担当地区

役職名	担当区域	氏名
民生児童委員 総務	大字菅生のうち中通、中組、北村、東回、槻ノ沢	大西 利康
副総務	大字入野のうち日の地、影、駄場、新春日台三	田村 友信
副総務	大字久万町のうち曙町、緑ヶ丘、旭ヶ丘	土居 エイ
婦人部長	大字上野尻のうち大谷、高校、上ノ一・上ノ二	西岡 時子
会 計	大字久万町のうち本町、新春日台一・二	田中 昭三
民生児童委員	大字東明神のうち三坂、横の木、横通、野地	高門 豊
"	大字東明神のうち皿木、中組、本組	大野 順子
"	大字西明神のうち北条、沖、栄谷、槇ノ川高殿	宇都宮 道子
"	大字西明神のうち仰西、大字入野のうち新開庵山	古岡 亀太郎
"	大字久万町のうち住上、住中	佐藤 豊
"	大字久万町のうち桂町、福上、福中、福下	山之内 義雄

"	大字久万町のうち古町、辻上、辻下、貯水場	浮田 守
"	大字上野尻のうち上ノ中、上ノ下、日切	真木 一男
"	大字菅生のうち宮ノ前、中野村、槇谷	片山 寛一
"	大字上畑野川のうち河ノ内、明杖	稲田 恒利
"	大字直瀬のうち房代野、永子	大野 留三郎
"	大字直瀬のうち段、仲組	菅 弘一
"	大字直瀬のうち沖、下沖、竹屋敷、古宮、東	石丸 一男
"	大字直瀬のうち駄場、仲通、吉久、西ノ川	小掠 花恵
"	大字二名のうち瀬戸、富重、帯石	長栄 久雄
"	大字二名のうち上厚、中条、黒沢、東条	土居 清志
"	大字二名のうち森田、宮成、徳好、永久	久保 和子
"	大字露峰のうち橋詰、西ノ川、中組、中村若宮	中岡 満子
"	大字露峰落合	三輪 田輝光
"	大字父ノ川大久保、馬ノ地	上岡 ツヤ子
"	大字上畑野川のうち岩川、宝作、西ノ浦	渡部 ヨシ子
"	大字下畑野川のうち上田、中村、河合、柳井	筒井 徳
"	大字下畑野川のうち狩場、紅吉、鯉峨山、西峰	名智 安市

2 生活保護

生活困窮者のための、「恤救規則」(明治七年大政官達一六二二号)が、後に救護法(昭和四年)となり、市町村長がこれの実施機関となり救護費は国・県・町村の三者が分担した。救護の対象となるものは、極貧独身の老衰者・廃疾者・病人及び幼年の者で、労働能力のある者、扶養能力のある扶養義務者が貧困者の親族の中にある場合は除外され極度に制限が加えられた。更に、関連するものとして昭和一二年には、軍事扶助法と

母子保護法、昭和一六年には医療保護法、昭和一七年には戦時災害保護法等が次々と制定された。昭和二年占領軍は公的扶助に関する覚書で、

(1) 生活困窮者の保護は国家責任

(2) この責任を国家以外のものに転嫁してはならない。

(3) 困窮者保護は無差別平等

(4) 救護支給金額は、困窮防止に必要かつじゅうぶんなものでなければならぬ。

と四原則を示した。

これが現在の生活保護法の基となり、困窮者対策を国が行うことをはっきりさせたものである。

昭和二年四月一日、政府は、生活困窮者緊急生活援護要綱を決定し、わが国保護史上で大きくとりあげている。生活保護法は、同年九月九日公布されたのである。現在の生活保護法は、基本原理を

(1) 生活権保障……すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をもつということが根拠であり、国の責任において行われ、およそ生活に困窮するすべての国民を対象とするという一般扶助主義に立つこと、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活保護、すなわち自立を

久万町における被保護者の推移

年 度	保護世帯 (世帯)	保護人員 (人)	保 護 率 (%)
昭和28年	93	333	27.92
30年	91	256	35.54
35年	77	205	37.56
40年	86	226	38.05
45年	68	138	49.27
50年	64	111	57.65
55年	54	116	46.55
60年	119	209	24.31
63年	87	147	17.67
平成元年	38	67	56.71

助長するゆたかさを持つものとしている。

(2) 保護請求権平等保障……すべての国民は、この法律に定める要件を満たし、無差別平等に請求する権利を有するものである。

(3) 他法優先……現在、各種階層に適用する多くの法律があるが、生活保護法以外の法律で困窮者扶助を定めるものがあれば、生活保護法による保護は行わないとするものである。

このような経過を経て、生活保護法は日本国憲法第二五条の「国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」の規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的としている。そして従来の公的救済制度はあったが、慈悲的救済の制度であったにすぎなかった。しかし今日の生活保護法は、保護を国民の権利として認め、国がその責任において生活に困窮するすべての国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである。したがってその基準は多様な日常生活に対応するために、生活扶助をはじめとし、住宅・教育・医療・出産・生業・葬祭の七つの扶助に分かれており、さらに各種の加算制度があり、より細かな需要に対応できるように設定されている。

保護の実施状況は、久万町では昭和六〇年度は一一九世帯、二〇九人で人口に対する比は二四・三％と国・県の平均よりも低く、保護率も年々減少しているが、高齢者世帯の率が多くなっている。

3 児童福祉

昭和二年一二月、児童福祉法が制定されて児童の基本的な人権が尊重され、あわせて児童の心身ともにすこやかな育成をはかることが規定さ

れた。さらに、昭和二六年にわが国の次代を背負う児童観を代表するものとして児童憲章の宣言が行われた。その総則では

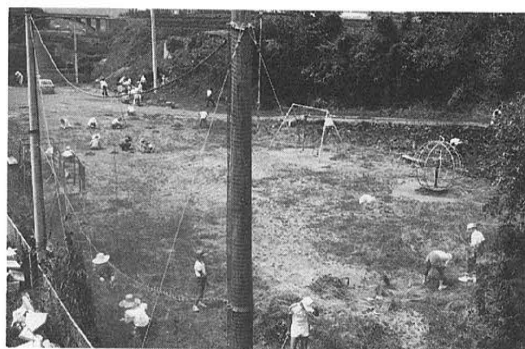
- (1) 児童の基本的人權が尊重され、その成長が確保されなければならない。
- (2) 児童は社会の一員として重んぜられ指導されなければならない。
- (3) 児童はよい環境で育成されなければならない。

とあり、大人はそのように努力すべきであると明記されている。

児童福祉ということばは、戦後使われるようになり、孤児、浮浪児、不良児等恵まれない特殊な状態にある児童を保護救済することを大きな内容としていたが、次第に要保護状態に陥る可能性の強い児童を未然に防止する施策を講ずることを重視するようになった。

児童および青少年福祉のためには、児童の心身の発達におそいかかる経済的、環境的な障害から安全を守るだけでなく、その健やかな育成のためにあらゆる可能な機会が提供されなければならない。それには、公的なものと私的機関が密接に結びつかなければ、効果を期待することはできない。

児童福祉事業には、環境不遇児、精神障害児、身体障害児、問題児、



中央児童遊園地（菅生）

一般児童の保護、援護、指導が考えられる。公的な機関としては次のようなものがある。

児童相談所……児童福祉法により都道府県に設置し、相談、科学的な判定、一時保護、児童福祉施設への入所、里親および保護委託者への委託、児童の家庭指導を行う。

福祉事務所……相談、調査、個別指導、集団指導等を行う。

保健所……正しい衛生知識の普及、健康相談、健康診査、保健指導、療

育相談、育成医療、児童福祉施設への助言等を行う。

児童福祉・社会福祉主事……児童相談所、福祉事務所の職員で児童の相談に応じ、援助指導を行う。

児童委員……民間の篤志家である民生委員が兼務し、児童及び妊産婦の生活、及び環境状態をつまびらかにし、その保護、保健、福祉に関して援助指導と自主的な福祉活動を行う。

児童福祉審議会……中央児童審議会が中央に一つ、都道府県児童審議会が各都道府県に一つ、市町村児童審議会は、その設置が市町村の任意であり、児童福祉に関する調査、審議、諮問に対する答申、意見の具申を行い、更に読物、映画などの文化財の推せん勧告を行う。

児童福祉法の規定するもの以外に青少年問題協議会があり、昭和二八年同設置法が制定された。これは、青少年の不良化防止を目的として厚生、文部、労働、法務、警察等の連絡調整機関として設けられたものである。その活動内容は次のとおりである。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。

(2) 総合的施策の適切な実施を期するため関係行政機関相互の連絡調整を図

ることを任務とする。

次に、私的機関（団体）として、全国社会福祉協議会、中央共同募金会、社会福祉事業振興会、日本し体不自由児協会、日本児童福祉協会等があり、これらの団体は民間組織として全国的に下部とのつながりを持ち、児童福祉に関する調査、研究、出版、連絡調整、募金、資金貸付等を行い、一部団体においては施設経営の現業を行っている。

児童福祉事業のうち、最も大きい分野を占めるものとして児童福祉施設がある。助産施設、乳児院、母子寮、児童厚生施設、保育所、養護施設、精神薄弱児施設及び精神薄弱児通園施設、盲ろうあ施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、救護院、情緒障害児短期治療施設等がそれである。

久万町においても、児童委員が中心となって児童福祉法にもとづく保護、相談、指導等に当たり関係機関との連絡をとりながら児童の福祉増進に努める一方、法に定める以外の子供の遊び場設置や整備、V・Y・S運動の援助、児童のための環境整備など自主的な活動を進めている。

しかし、近年における都市化の現象は山村にまで進展し、児童のための自然の適当な遊び場を不足させ、児童の体力、活動力、事故防止等からも看過できない問題である。

また、人口の流動は近隣の関係を疎遠にし、児童の育成に相互扶助活動を低調にしている。そこで地域住民の地縁的な連帯によって愛護する体勢を整え、組織的に継続した活動を促進する必要がある、子ども会、愛護班活動等を地域社会の人々の協力によって、関係機関と団体の連携のもとに育成されなければならない。

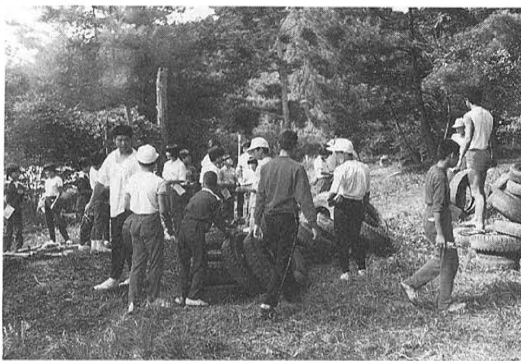
児童手当制度は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成・資質の向上に資することを目的に昭和四七年に創設せられ、その後改正が行われ、昭和六一年六月から給付面について大幅な制度改正が行われた。

改正の概要は、次のとおりである。

- ① 第三子以降となつてゐる支給対象を第二子に広げた。
- ② 中学校卒業までとなつてゐる支給期間を小学校入学までに短縮。
- ③ 第三子以降の支給月額額は、これまでと同額の五〇〇〇円、新たに支給対象となる第二子は、二五〇〇円とする。

児童手当支給状況

年度	支給児童数	支給額
55	531	14,021,000
60	408	12,205,000
62	573	10,110,000



愛護班子ども会活動

ア 久万保育園

昭和二五年五月五日、久万町緑が丘の佐伯操が自宅二間(二〇畳)で「子どもの家」を開設したのが久万町における保育事業の始まりである。

当時は、畳の上で座机を使い昔の寺小屋を思わせるように、オルガン一台が備えられていた。「子どもの家」は小学校就学前の子どもを対象とし、当時約一〇名の子供と、一人の先生によって午前中のみ開かれていたものである。しかし、その後、子供が二〇人ほどにふえ、家が狭く、道路の交通量も増加し、危険になったので、昭和二七年四月、日本基督教団久万教会へ移った。さらに、昭和二九年一〇月、福井町に新しい久万保育舎を竣工し、定員五七名の久万保育園が厚生省の認可を受けた。昭和三〇年四月一日より久万町で唯一の児童福祉法による保育所として保育事業を開始した。定員六〇名、職員六名で保育事業を開始した。昭和五六年三月社会福祉法人育和会の設立が認可された機会に老朽化した園舎を移転改築が計画され、現在の緑ヶ丘に移転した。久万保育園の概要は次のとおりである。



農繁期託児所(曙会館)

運動場用地 九一八㎡

定 員 七五名(三歳未満児、四五名、以上児 三〇名)

一 名 称 久万保育園

二 所在地 上浮穴郡久万町大字久万町一四四七番地

三 設置者 社会福祉法人 育和会

四 開 園 昭和二五年五月五日

五 定 員 乳幼児 七五名 生後四ヶ月以上で児童福祉法による措置児童

六 職 員 園長・主任寮母・保母・栄養士・調理士・事務員・委託医

七 受託時間 午前八時から午後四時まで

大人たちは、子供たちに、よりよい環境を整え、成長に応じて、必要な経験をつみ、個性を尊重し、健やかにのびのびした子どもの育成につとめ、多様な保育のニーズに応えるため、乳幼児保育・長時間保育・障害児保育、また子育て電話相談では睡眠・離乳食・排泄・ことは、社会性、生活習慣の自立、その他、育児教室、地域行事への協力も積極的に行っている。

イ へき地保育所

昭和三七年一〇月には、山間へき地の恵まれない児童のためにへき地保育所が久万町大字二名に二名へき地保育所(定員三五名)として設置された。さらに、昭和三九年四月には明神へき地保育所(定員四五名)、昭和四〇年一〇月には、直瀬へき地保育所(定員五〇名)、昭和四一年には露峰へき地保育所(定員五〇名)、昭和四二年四月には、畑野川へき地保育所(定員五〇名)がつぎつぎと設置された。昭和五三年四月一日から直瀬へき地保育所、畑野川へき地保育所、明神へき地保育所が幼稚園とな

り、久万町の移動福祉事業はますます充実していった。

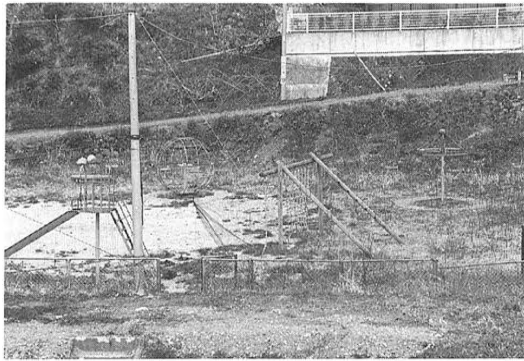
農繁期季節保育所（託児所）

地域によっては、農繁期（特に田植時期）の幼児安全対策として季節保育所を開設していた。その対象者は一歳から保育所（以前は幼児学級）入所前までの幼児であった。その世話は、近所の篤志婦人三、四名が毎日交替で行い、農繁期最中の二〇日間ぐらい開設していたが稲作経営の近代化・合理化等、又社会情勢の変化に伴って見る影も無くなった。

ウ 児童遊園地

児童の健全育成を図るためには、家庭の健全化はもとより、地域社会においても、児童を危険な場所から守り、健全な遊び場を与えることなど、生活環境の浄化等、児童の育成環境の整備が必要であることから、町内各地に子供たちの楽しい遊び場として、昭和三十六年頃から「児童遊園地」「ちびっこ広場」などが設置された。

菅生総門橋の袂に遊園地を設置したのは昭和三十六年である。ここは約一〇〇〇平方呎の広場でブランコ・鉄棒・スベリ台・シーソー等が設置され、子どもたちのいこいの場所になっている。昭和四二年八月には藤棚が作られ、又町内篤志家の寄贈で



児童遊園地

植樹（一三本）され情緒ある遊園地として、地域の「盆おどり大会」・クロックの練習場として利用されている。

現在の児童遊園地とその施設は下表のとおりである。

エ V・Y・S

愛媛県民生部は、昭和二六年から、友愛、奉仕、理想の三綱領のもとに、若いボランティアによる子ども集団指導、明るい社会づくり運動を進め、児童福祉に大きな効果をあげている。久万町でも上浮穴高等学校V・Y・S（高校生によるグループ）と久万町V・Y・S（一般青年グループ）があり、町内の児童遊園地、子ども遊び場の整備、観光地清掃、子ども会の集団指導・児童福祉施設・老人

児童遊園地とその施設

児童遊園地の名称	場 所	面 積	遊具数	児童遊園地の名称	場 所	面 積	遊具数
明神児童遊園地	東明神	400.00	6	上直瀬児童遊園地	直瀬	600.00	6
新開、梶山児童遊園地	入野	115.70	5	五社神社ちびっこ広場	直瀬	99.17	3
春日台ちびっこ広場	入野	320.00	4	直瀬中組ちびっこ広場	直瀬	60.00	4
入野館ちびっこ広場	入野	55.00	3	直瀬段児童遊園地	直瀬	600.00	5
旭ヶ丘ちびっこ広場	久万町	90.00	5	永徳児童遊園地	二名	582.00	6
笛ヶ滝児童遊園地	久万町	600.00	5	帯石ちびっこ広場	二名	55.00	4
野尻児童遊園地	上野尻	545.45	5	二名児童遊園地	二名	500.00	6
上野尻ちびっこ広場	上野尻	60.00	4	落合児童遊園地	露峰	610.00	6
中央児童遊園地	菅生	1,652.89	6	露峰児童遊園地	露峰	500.00	6
畑野川児童遊園地	下畑野川	400.00	6	中村ちびっこ広場	露峰	50.00	4
住吉児童遊園地	下畑野川	525.00	5	合 計 (21ヶ所)		8,420.21	

ホーム慰問などの活動をしている。

才 愛媛県青少年保護条例

昭和四三年四月一日、愛媛県青少年保護条例が施行された。この条例では、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から、青少年を保護し、青少年の健全な育成を図ろうとするもので、すべてのおとながその自覚と責任を負うところが大きくなっている。さらに、この条例は、青少年そのものを取り締まるものではなく、すべてのおとなが、社会人としての共通な連帯意識と責任において、その姿勢を正し、青少年の指導にあたることをはっきりと示したものである。

4 母子福祉

「母子福祉対策要綱」が、昭和二四年に決定されたのを契機として、福祉事務所に母子相談員が置かれた。そして、母子家庭の相談指導に当たってきた。

久万地区では、これより一年前の昭和二三年に婦人更生会が結成され、未亡人が慰め励まし合う自主的団体として誕生した。相次いで川瀬地区婦人更生会、父二峰地区婦人更生会がつくられた。昭和二七年ごろその名称は未亡人会にかわり、その後、昭和三九年四月一日から久万町婦人更生会として戦争未亡人を中心とした組織が生まれた。その後、町村合併に伴い、久万町母子福祉会となり、更に寡婦をも含む久万町母子寡婦福祉会として発展した。昭和三九年七月一日から母子福祉法が施行されることになり、母子福祉はいっそう充実してきた。その後、昭和五六年六月の改正法によって、昭和五七年四月から「母子及び寡婦福祉法」と改められた。そして母子家庭の母及び児童の経済的自立助成等のための、

母子福祉賃金の貸し付け、母子相談員による生活相談等の施策が行われ、母子家庭の生活の安定福祉の向上がはかられている。また、寡婦についても子が成人したといっても、それがただちに家庭の経済的・社会的な自立を意味するものではなくむしろ近年の核家族化の進行等で自立化はますます困難になりつつある。

このような状況の中で、国・地方公共団体においても積極的な施策の充実を図っている。昭和三四年一月から国民年金法で支給される母子年金、昭和三七年一月からは児童手当の支給が開始され、現在では対象児童一人当たり月額三万四〇〇〇円、二人の場合は三万九〇〇〇円、一人増えるごとに二〇〇〇円加算されている。昭和四九年一月からは母子医療の無料化、その他一三種別の母子福祉資金の貸付事業等の経済的安定を図っている。一方母子寡婦福祉会を中心として、母子児童キャンプ、母子の一日旅行、暮らしの教室、優良母親表彰、母子福祉の研修会への参加、母親の就職、子どもの教育等の相談事業、売店、食堂等の職場開拓を高門頼子会長の積極的な指導もあって活力ある福祉会の活動が行われ、母子寡婦家庭の福祉の推進が図られている。

歴代 母子（寡婦）福祉会長は左記のとおり。

氏名	住所	就任年月日	退任年月日
宇都宮春三	西明神	昭和三四年四月一日	昭和三六年三月三十一日
篠浦キタエ	久万町	昭和三六年四月一日	昭和四二年三月三十一日
梶井チスカ	露峰	昭和四二年四月一日	昭和四四年三月三十一日
高門 頼子	東明神	昭和四四年四月一日	現 在

5 老人福祉

人口の高齢化は、公衆衛生、医学の進歩、生活環境の改善などによって急激に増加している。老人福祉問題として顕在化してきた背景には、このような人口構造の高齢化や、平均寿命の延長などに伴う老人人口

福祉年金額の改正経過 (単位 円)

改正年度	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
昭和34年11月分から	12,000	18,000	12,000	12,000
〃 40年9月分から	15,600	24,000	18,000	18,000
〃 45年10月分から	24,000	37,200	31,200	31,200
〃 50年10月分から	144,000	216,000	187,200	187,200
〃 55年8月分から	270,000	405,000	351,600	351,600
〃 60年6月分から	318,000	477,600	414,000	414,000
〃 62年4月分から	328,800			

福祉年金受給者状況 (単位 千円)

種別	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金	合計件数	支払金額
昭和34年	490	60	58	0	554	2,176
35	637	64	27	0	614	7,771
40	748	87	4	0	728	19,626
45	839	95	0	0	839	16,942
50	580	87	0	0	934	97,337
55	371	75	0	0	667	161,243
60	297	0	0	0	447	147,610
62					297	96,292

[母子(準)福祉年金]

※ 障害福祉年金は61年4月より障害基礎年金に裁定替
[遺族基礎年金]

の増加がある。また、時代の流れと社会生活の変化に伴って、世帯の核家族化が進み扶養意識が減退し、老人階層が社会的に孤立化しつつある。

古代の棄老、中世の養老から近世の敬老へと老人に対する見方は歴史的に変遷しているが、現代の老人福祉対策は、老後の生活・健康・いきがい等の増進をはかるため幅広い施策がとられている。

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として広く敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものであると同時に、老人自らも、心身の健康を保持し、知識と長年つちかってきた経験を社会に役立たせる努力をするものであるとして、昭和三八年七月一日「老人福祉法」が制定され、同年八月一日より施行された。また、昭和四十一年から、「敬老の日」(九月二五日)が国民の祝日として制定された。

最近、我が国は長寿社会が実現し、人生八〇年代を迎えた。

六五歳以上の高齢人口は、昭和六二年に一三三二万人に達し、総人口の一〇・九%を占めるようになった。

今後、我が国は六五歳以上の高齢人口の大幅な増加が続き、二〇〇〇年には、二一三四万人に達し、総人口の一六・三%を占めるようになり現在の西欧諸国の人口高齢化の水準並みになる。更に二〇二〇年には三一八八万人に達し総人口の二三・六%を占め、世界一の高い高齢化社会が到来する。

県下では既に高齢人口は昭和六三年に一四%に達し、上浮穴郡は平成元年四月一日で四五六六人で高齢化率は二一・三%で郡部では一位になっている。久万町は、人口八三一八八人、六五歳以上の人口は、一七七

我が国の総人口に占める65歳以上人口比率の推移

年次	総人口 A	65歳以上人口 B	比率 B/A	
実	昭和25年	84,115千人	4.9%	
	30年	90,077	5.3	
	35年	94,302	5.7	
	40年	99,209	6.3	
	45年	104,665	7.1	
	50年	111,940	7.9	
	55年	117,060	9.1	
	56年	117,884	9.3	
	57年	118,693	9.6	
	58年	119,470	9.8	
績	59年	120,235	9.9	
	60年	121,049	10.3	
	推	65年	124,225	11.9
		70年	127,565	14.1
75年		131,192	16.3	
80年		134,247	18.0	
85年		135,823	20.0	
90年		135,938	22.5	
計	95年	135,304	23.6	

資料 昭和55年まで及び昭和60年は総理府(統計局)「国勢調査」
昭和56、57、58、59年は総理府(統計局)推計
昭和65年以降は厚生省(人口問題研究所)推計(昭和61年12月推計)

一人で比率は二・三％で、既に国での昭和八五〇年代の高齢時代に突入している。

したがって要援護老人も年々増加している。町内でもひとり暮らしの老人は一四九名、ねたきり老人二一人、虚弱老人在宅者は八名になっている。

ア 今後の老人福祉対策の方向

高齢者の増加、核家族化、女性の社会進出、扶養意識の変化等により、家庭の介護能力は、低下してきていることから、今後、在宅の介護が困

本県の総人口に占める65歳以上人口比率の推移

年次	総人口 A	65歳以上人口 B	比率 B/A
昭和35年	1,500,687人	107,652人	7.2%
40 "	1,446,384	118,824	8.2
45 "	1,418,124	133,212	9.4
50 "	1,465,215	152,344	10.4
55 "	1,506,637	176,188	11.6
56 "	1,505,118	178,504	11.9
57 "	1,506,376	184,787	12.3
58 "	1,510,302	186,019	12.3
59 "	1,512,258	190,844	12.6
60 "	1,529,983	198,044	12.9
61 "	1,539,255	202,147	13.1
62 "	1,539,828	208,489	13.5
63 "	1,536,234	214,670	14.0

注 統計情報課推計及び高齢者福祉課調

難な老人を対象に施設の整備充実を図るとともに在宅の高齢者に対する介護ニーズ等に適切に対応できる諸施策の確立を図ることが行政の最大の課題となってきた。

イ 家庭奉仕員派遣事業

心身の障害及び傷病等のため日常生活に支障があるおおむね六五歳以上の者がいる家庭に対して、家庭奉仕員(ホームヘルパー)を派遣して日常生活のお世話をを行うことによって、老人が健全で安らかな在宅生活を送ることができるよう援助して家族の介護負担の軽減を図ることを目的

上浮穴郡町村別老人人口の推移

		25年	30年	35年	40年	45年	50年	55年	60年
久万町	人口	14,834	15,140	14,291	12,568	10,482	9,364	8,802	8,309
	65歳以上率	(1,239) (8.4)	899 5.9	1,007 7.0	1,071 8.5	1,202 11.5	1,342 14.3	1,423 16.2	1,580 19.0
面河村	人口	5,012	4,764	4,500	3,273	2,384	1,732	1,464	1,323
	65歳以上率	(422) (8.4)	299 6.3	306 6.8	319 9.7	314 13.2	295 17.0	290 19.8	302 22.8
美川村	人口	11,821	9,587	8,348	7,111	5,383	4,400	3,718	3,217
	65歳以上率	(1,195) (10.1)	689 7.2	725 8.7	717 10.1	703 13.1	672 15.3	708 19.0	765 23.8
柳谷村	人口	4,703	6,653	5,757	4,630	3,183	2,518	2,241	1,911
	65歳以上率	(456) (9.7)	452 6.8	481 8.4	489 10.6	485 15.2	465 18.5	471 21.0	490 25.6
小田町	人口	10,978	11,221	10,537	8,501	7,002	5,965	5,439	4,981
	65歳以上率	(1,041) (9.5)	736 6.6	753 7.1	788 9.3	817 11.7	869 14.6	931 17.1	962 19.3
計	人口	47,348	47,365	43,433	36,083	28,434	23,979	21,664	19,741
	65歳以上率	(4,353) (9.2)	3,075 6.5	3,272 7.5	3,384 9.4	3,521 12.4	3,643 15.2	3,823 17.6	4,099 20.8

注 ①資料：国勢調査 ②単位：人口及び65歳以上＝人、率＝％ ③25年の（ ）は61歳以上 ④25年の旧中津村分は美川村に算入

として

点がおかれることになってきた。その他生活、身上に関する相談・助言

となつてゐる。派遣費用は久万町では従来から無料となつてゐるが、将来は所得に応じた費用負担をしていただくことにならう。

ホームヘルパーは昭和六一年度までは常勤二名であつたがニーズに応じて六二年度から非常勤四名を増員して各地区ごとに配置し、自宅からの隔日勤務体制を採用することによって効率的なサービスが提供できるようになつた。

ウ 老人日常生活用具給付事業等

ねたきり老人やひとり暮らし老人等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としてゐる。品目は特殊寝台、マットレス、エアーマット、火災警報器等の貸与を行つてゐる。また、ねたきり老人家庭には部屋の改築、設備の増設に伴う補助制度も県単事業として実施されることになつてゐる。

高齢人口比率（平成元．4．1高齢者福祉課調）

順位	都市名等	人口①	65歳以上人口	比率②/①
1	上浮穴郡	19,542	4,566	23.4
(21)	久万町	8,318	1,771	21.3
(13)	面河村	1,229	301	24.5
(10)	美川村	3,174	797	25.1
(3)	柳谷村	1,922	538	28.0
(16)	小田町	4,899	1,159	23.7
2	東宇和郡	42,871	8,715	20.3
3	西宇和郡	39,817	7,820	19.6
4	北宇和郡	58,824	11,548	19.6
5	越智郡	82,467	16,064	19.5
	愛媛県	1,533,655	222,723	14.5

工 在宅老人短期保護（ショートステイ）事業

ねたきり老人等を介護している家族が一時的に居宅で介護が困難となった場合短期間（原則として七日以内）老人ホームに保護すること

よって介護家族等の負担の軽減を図り、家族の福祉の向上を図る目的で昭和六二年度から実施している。事業開始当初は啓発不足で利用者が少なかったが、次第に事業に対する理解も得て利用者が増加している。唯受入のホームが郡内に特養施設がないので松山市の施設を利用することになり不便をきたしている。

その他、ねたきり老人等とこれを介護している家族を短期間老人ホームに入所宿泊させ、ねたきり老人等に対して日常動作訓練、介護の仕方などを行うホームケア促進事業、在宅の虚弱老人やねたきり老人を一日預かるデイ・サービス事業等、将来に向かって対応することが在宅福祉の推進に欠かすことができないものである。

要援護老人の状況調（平成元年4月1日）

1 ひとり暮らし老人の状況（ねたきり者を除く。）

	年齢別ひとり暮らし老人の状況											
	65歳以上			70歳以上			75歳以上			80歳以上		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
久万町	25	124	149	24	109	133	20	70	90	7	29	36
面河村	2	19	21	2	19	21	2	15	17	1	7	8
美川村	15	80	95	12	56	68	9	33	42	3	22	25
柳谷村	16	36	52	13	32	45	8	16	24	4	9	13
小田町	20	86	106	25	70	95	11	41	52	7	17	24
計	78	345	423	76	286	362	50	175	225	22	84	106

2 ねたきり老人の状況

	年齢別ねたきり老人の状況											
	65歳以上			70歳以上			75歳以上			80歳以上		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
久万町	9	12	21	8	11	19	8	11	19	6	11	17
面河村	7	2	9	6	2	8	6	1	7	2	1	3
美川村	6	8	14	8	3	14	5	7	12	3	6	9
柳谷村	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4
小田町	16	16	32	12	16	28	11	15	26	4	15	19
計	38	42	30	32	41	73	30	38	68	15	37	52

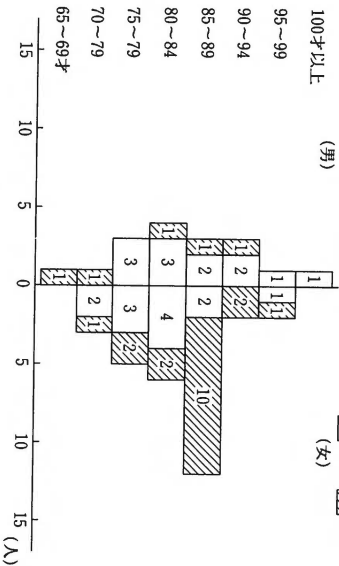
3 虚弱老人（65歳以上の在宅者）の状況

	痴呆症状あり	寝込みがち	計
久万町	2	6	8
面河村	4	6	10
美川村	5	9	14
柳谷村	4	9	13
小田町	15	13	28
計	30	43	73

1. 町村別調査対象者

	男	女	計
久万町	6 ^A	12 ^A	18 ^A
西河村	1	2	3
美川村	2	3	5
柳谷村	0	4	4
小田町	8	9	17
計	17	30	47

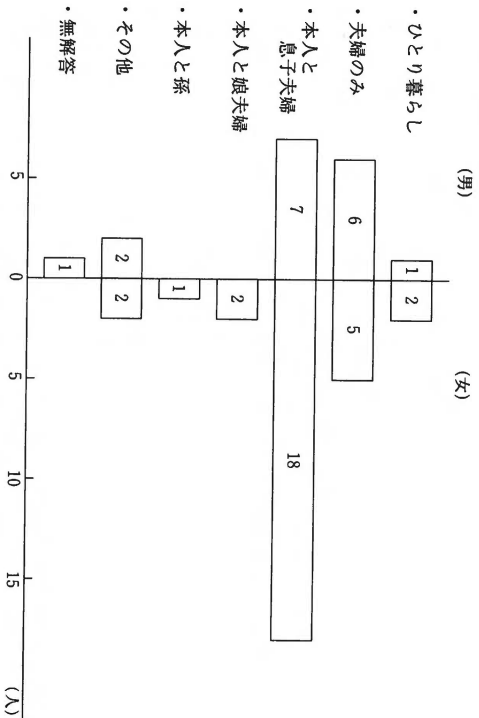
2. 年齢構成(配偶者の有無)



4. 本人の日常生活について

全般の動作能力	寝たきり (34.0)	寝たきり 起きたり (23.4)	あまり 動かない (19.1)	外出 可 (12.8)	活発 (10.7)
入浴	全介助 (46.8)	一部介助 (25.5)	一人でできる (27.7)		
食事	全介助 (25.5)	一部介助 (19.1)	一人でできる (55.4)		
排泄	全介助 (29.8)	一部介助 (23.4)	一人でできる (46.8)		
歩行	全介助 (31.9)	一部介助 (12.8)	一人でできる (46.8)		無回答 (9.9)
着がえ	全介助 (42.6)	一部介助 (21.3)	一人でできる (36.1)		

3. 家族形態



5. 本人の状態や行動

本人の状態や行動	よくある	時々ある
今日が何月何日かわからないことがある	68.0%	21.0%
物を置き忘れたり、しまい忘れたりすることがある	68.0	15.0
最近おこった身近なできごとを覚えていないことがある	55.0	23.0
会話中とんちんかんなことを言うことがある	49.0	38.0
今自分が居るところがわからないことがある	38.0	15.0
用もないのにうろうろ歩きまわることがある	28.0	17.0
実際にはないものが、聞こえたり、見えたりすることがある	23.0	19.0
ひどく邪推したり、事実でないことを事実だと思いつむことがある	19.0	30.0
たばこやガスなどの火の不始末がある	15.0	11.0
所かまわず放尿、排便をすることがある	4.3	21.0

オ 高齢者サービス調整チーム

高齢者の多様なニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため保健・福祉、医療等に係る各種サービスを総合的に調整推進することを目的に昭和六二年度に設置された。ホームヘルパー・保健婦を中心に、保健所・県福祉課の指導を受けながら個々の老人の処遇の問題について検討が進められた。

カ 保健・福祉、医療各種施策の総合的推進

増大する高齢者のニーズに有効、適切に対応するため、保健・福祉、医療等の各施策の調整を図るため保健所単位で設置されている。久万保健所管内においては、高齢社会の中で、痴呆性老人対策を本会議の重要議題に位置づけ、痴呆性老人ニーズ実態調査を実施して、本格的な対策を講ずることになった。

キ 老人クラブ

戦後は、老後の生活を子供に頼るといった家族制度はすたれ、だんだん核家族となった。

高齢による身体の欠陥、生活手段の喪失等は孤独を生み、経済的、精神的な不安を抱くことになる。更に、農村では若い働き手が都会へ流出し、ますます高齢化を早める結果になった。

こうした中で、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織で、老人クラブは昭和二五年大阪で結成され、続いて昭和二八年から東京都において実験的に始められた。久万町では昭和三二年、久万老人クラブがいち早く誕生し、次々と各地で結成された。活動内容も老人の教養の向上、ねたきり老人、老人ホームへの訪問、清掃奉仕、地域美

久万町老人クラブ (平成元年3月)

クラブの名称	結成年度	会員数			会長名
		男	女	計	
明神第一老人クラブ	32.8	23	37	60	鈴木政美
明神第二老人クラブ	32.8	21	37	58	泉部綱
明神第三老人クラブ	32.8	19	34	53	渡山下
久万上高砂会	32.6	31	41	72	山露田
久万中高砂会	32.6	28	31	59	稲穂山
久万下高砂会	32.6	27	42	69	山本博
野尻明友会	39.9	45	60	105	山田部
畑野川北老人クラブ	32.8	41	45	86	稲渡部
畑野川南老人クラブ	32.8	36	38	74	渡邊部
畑野川東老人クラブ	32.8	45	62	107	渡邊部
畑野川西老人クラブ	32.8	42	54	96	渡邊部
直瀬北長寿会	32.2	29	45	74	小川小
直瀬南長寿会	32.2	50	72	122	小川小
直瀬朗生会	33.4	33	53	86	曾我口
二名明生会	34.9	31	53	84	岩岩
露峰老松会	34.11	38	29	67	恩地
計 16クラブ		535	733	1,272	

久万町老人クラブ連合会 会長 山本博行
会 婦人部長 国越不二

化運動等社会奉仕活動を通じて老人の社会活動を充実し、地域社会の構成員としての役割を果たすため老人の自主的、積極的な活動の場として大きな役割を果たしている。年によって活動内容も相違するが、毎年一回の総会、年数回の役員会、講演会、研修旅行、健康講座、子供の遊び場の清掃、神社仏閣の清掃、ホーキ、ぞうきんを施設や学校へ寄贈、レクリエーション、ク洛克大会の開催など地域での活躍もめざましく、大きな期待が寄せられている。

これら老人クラブ活動には国・県・町からの助成も一〇〇万円を越え

るようになった。その他助成事業として、生きがいと創造の事業、社会参加モデル事業等組織の育成・創造活動・伝承活動・地域交流活動・生産活動が活発に行われるようになり、地域社会の構成員としての老人層の役割を果たすための老人の自主的積極的な活動の場として大きな役割を果たしてきている。

昭和四三年四月には、久万老人クラブ、明神老人クラブ、野尻明友会、畑野川としより会、下直瀬としより会、上直瀬としより会、露峰老松会、二名明生会等八老人クラブ会員数九二九名であったが、その後、高齢化時代を迎え、会員数も増加し、より地域に密着した活動が活発化して、クラブ部数も増加し、現在一六クラブになった。また会員の中でも女性の数が男性を上廻り、昭和六二年度には、各クラブの中に婦人部が結成され、婦人ならではの活動も行われている。町単位ではこれらを統括する久万町老人クラブ連合会を結成している。

ク 敬 老 会

久万町の敬老会は、公民館区域を単位として、各地域に合った行事を実施している。地域婦人会、青年団、公民館が中心となり、としよりのための一日を設けているが地域によって行事の日が異なっている。

川瀬・明神地区では四月二十九日（昭和天皇誕生日）とし、上・下直瀬、上・下畑野川の各公民館、明神は明神小学校講堂で、久万地区は、久万が町民館、野尻が同公民館で、父二峰地区では、二名、露峰、父野川、落合の各公民館で九月一五日に行うのが習慣になっている。町では敬老会のため七五歳以上のとしより一人に対して、平成元年度は一人当たり一五〇〇円を補助している。久万町及び久万町社会福祉協議会では毎年

高齢者に対して家庭を訪問して記念品を贈り長寿を祝っている。

6 身体障害者福祉

身体に障害があり、正常な社会生活を営む能力に欠ける身体障害者のために、昭和四二年一二月に身体障害者福祉法が制定され、更生のために必要な措置が講じられている。

久万町では昭和四三年四月末で一九二名が身体障害者手帳の交付を受けているが現在では一五〇名が身体障害者手帳の交付を受けている。昭和四二年の法改正により内部障害者も身体障害者となったので、手帳の交付を受けていない者も含めて身体に何らかの障害のある者を含めると、その実数は二五〇名にも達すると思われる。今後とも、身体障害者の発見と更生指導の措置を講ずるとともに、激増する交通事故による障害者対策を重視しなければならない。

県下の身体障害者更生援護は、年々充実しているが、障害者の社会復帰に住民の関心が向けられるような対策が望ましいし、障害者と健常者の交流の機会を図るため、「友愛のつどい」等毎年開催している。

知能が低い精神薄弱についても久万保健所が中心になって、専門的な相談、指導が行われている。

ア 久万町身体障害者福祉会

同じ境遇にある障害者の自立的な組織として、昭和四二年二月久万町身体障害者福祉会を結成し、会員の親睦をはかり、自らが更生のために努力し、もって社会に貢献しようとすることをねらいとした。

初代会長 大野輝光、現在の会長は大西美佐雄

現在会員数、一一七名で中四国・県の身体障害者福祉大会等に積極的

に参加し研修を重ねており、又上浮穴郡身体障害者福祉会の育成にも取り組み、各町村輪番制で「幸せの集い」を開催し、健常者との交流を深めている。

イ 久万町傷痍軍人会

第二次世界大戦によって負傷した人々一六名が、昭和四一年一月久万町傷痍軍人会を結成し、会員の福祉増進と社会福祉に寄与するための活動を進めている。また死没戦友の墓参を毎年実施している地区もある。

現在 会員 (一六名) 会長 和田 藤 平

7 戦争犠牲者の援護

日本の社会福祉事業がめざましい発展をとげたのは、第二次世界大戦後である。

昭和二七年、戦争犠牲者に対する国家補償を規定する「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が定められ、旧軍人、軍属の遺族に弔慰金(五万円)、遺族年金が支給されることになった。昭和二八年には、恩給法付則が制定され公務扶助料(旧軍人の遺族)が復活し支給されることになった。

その後、幾度か改正が加えられ、適用範囲が広げられた。更に、単独法の制定により、戦没者の妻に対する特別給付金(二〇万円)、戦没者の遺族に対する特別弔慰金(三万円)、戦没者の父母等に対する特別給付金(一〇万円)などが支給された。

町では法外援護として、英霊五一五柱に対し毎年慰霊法要を行っている。更に毎年一〇名程度の遺族が靖国神社社頭対面を行っている。

昭和二八年ごろより組織された遺族会に対しては補助金を交付して育

成と援護につとめている。

戦没者に対する叙勲は終戦に伴い打ち切られていたが、昭和三九年一月の閣議決定によって復活されることになった。これにかかる伝達は、昭和四一年度から町長が行うことになり、現在に至っている。

旧軍人、軍属及び戦傷病者の援護についても範囲が拡大され、普通恩給は軍歴一二年(昭和四一年法改正により抑留期間が加算された)で支給されることになった。戦傷病者については、療養給付、国有鉄道無料乗車証の交付を受けることができた。昭和四〇年一月一日には、戦傷病者の妻に対する特別給付金(二〇万円)が項症以上の該当者に支給された。

8 公営住宅

久万町の人口は合併当時約一万四〇〇〇人に比べ昭和六三年現在約八〇〇〇人で約六〇〇〇人近く減少し、なお減少の傾向にあるが、核家族化の進展によって世帯数には大きな減少はない。昭和二八年、久万町緑が丘に四戸、上直瀬学校上に四戸の住宅を建築したのをはじめとして、年々建築して現在は町・公営住宅を合わせて、二四六戸に達したが、まだまだ地域によっては町民の要望に応えられないのが現状である。また高齢化時代を迎えて老人向住宅対策として老人同居世帯向公営住宅を建築して、老人夫婦、子供夫婦が壁を隔てて住む等、お互いのプライバシーが保てるような隣居型住宅の建設も必要になってくる。

9 地域改善事業等

この事業は歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育



久万町入野館

として、隣保館（入野館）を建設した。

施設の名称 入野館

所在地 久万町大字入野二七四番地の二（敷地は福井町病院長宇都宮利雄の寄贈）

工事着工 昭和四一年九月二〇日

工事竣工 昭和四二年一月三〇日

施設概要 木造平家建鉄板スレート葺

一三九・七平方尺、事務室兼図書室一室、相談室一室、料理実習室一室、会議室（日本間二室、ホール一室）

設備概要

机（事務用、座机、立机）椅子、応接セット、謄写器、書棚、図書一二六冊、卓上ステレオ、オルガン、掛時計、火鉢、石油ストーブ、消火器、卓球台、花ビン、児童遊具、

の充実、人権擁護活動の強化、

社会福祉の増進等を円滑に実施するため、必要な措置を講ずることにより、住民の生活の安定と福祉の向上に大きく改善されとともに教育や就労の面においても、若年層を中心に改善、向上がみられた。昭和四一年から六三年度までに左記の事業が実施された。

事業実施状況

(1) 久万町では、昭和四一年度に、地方改善事業の一環

調理台、食器戸棚、食器類など。

総事業費 三、〇六三千元（うち備品設備費関係が四五〇千元）

国庫補助金 一、八一八千元

工事請負者 高殿建設有限会社

昭和四二年四月一日より運営を開始し、館長（久津岡弥太郎）、相談員（大野周二）運営委員（一三名）、専任主事（池野允基）が同地区の改善を目ざして活動した。

(2) 集会所 三ヶ所 仰西集会所 一三、五〇〇千元 S五四年度

中組集会所 七、三四四千元 S五八年度

柳井集会所 七、五〇〇千元 S六三年度

(3) 住宅新築資金等貸付事業

○住宅新築資金 一一件

○住宅改修資金 二一件

○住宅取得資金 二件

昭和四九〇昭和六三年度

一〇五、八五〇千元

(4) 地区道等

○地区道（橋梁） 一九路線 四六八、〇二六千元

○排水路 九路線 八五、一三〇千元

(5) 墓地移転事業 四〇区画（六一年度） 二六、八七〇千元

(6) 防火対策 九ヶ所 四〇万円

○三七、二九三千元 昭和55〜63年度

(7) 小規模特別融資事業 八件 昭和50〜61年度

(8) 農林関係事業

○ほ場整備 三地区 二五、四〇〇千元

二九三、六〇〇千元 昭和55・58・60年度

○農道等 一二路線、一八〇、四三〇千元

○農業機械・トラクター外 一三、六〇〇千円

昭和六〇年度

(9) 奨学資金 六〇年度 七人、六一年度八人、六二年度一〇人、六三年度

七人

総事費 昭和四一〜六三年度 一、二七八、〇〇一千元

このように、地域改善対策事業等で着実な成果を挙げてきた一方で、同和問題解決のために行政は同和関係者の自主的な努力を支援し、同和関係者の自立、向上の精神の醸成を図るとともに国民的理解を深める上で同和問題について自由な意見交換のできる環境づくり、町民に対する広報の在り方等について具体的な方策を実施している。

10 社会福祉協議会

久万町で社会事業を行う唯一の民間団体として、昭和二九年一〇月一日、久万地区社会福祉協議会が設立された。続いて旧川瀬地区や父二峰地区にも結成された。

昭和三四年、町村合併により、同協議会の統合の働きかけが行われ、機を得て、同年八月二七日、久万町社会福祉協議会が誕生した。

社会福祉協議会は、行政施策と相まって、福祉に欠けるあらゆる問題と取り組み、地域の福祉増進をはかろうとする民間団体(社会福祉法人)である。世帯更生資金貸付に関する業務をはじめ、しあわせを高める運動、青少年健全育成をはかる運動、こどもの遊び場設置、整備、身体障害者、老人福祉の増進や、共同募金運動への協力など、久万町の社会福祉事業が活発に行われる努力がなされていた。

昭和三六年から、心配ごと相談所(菅生山大宝寺)を開設し、毎月一日

世帯更生資金の貸付状況 (昭和63年度末)

資金種別	貸付件数	貸付金額
更生住宅養身障害学	8件	6,650,000円
資金	2	1,780,000円
資	1	200,000
資	4	6,900,000
生	2	1,172,000
資	8	8,807,000
金	25	25,509,000
計		

と一五日を相談日として専任相談員(大西完信)を置き、その他民生委員が相談に当たり、大きな成果をあげた。昭和三九年から低所得者子弟の進学を援助するために奨学規程を設け、毎年高等学校長から三名程度の推せんを受け、役員会で奨学生を決定し、月額五〇〇円(年額六、〇〇〇円)を補助していたが、現在は月額五〇〇〇円に増額している。

低所得者階層援護のために愛媛県社会福祉協議会で、貸し付けられる世帯更生資金も、民生委員の指導によって次第に利用者が増加している。

久万町社会福祉協議会では、独自に小口貸付資金制度を設け、町民からもらった香典返しなどの寄付金を積み立てておき、これを最高一万円(現在五万円)を限度として、低所得者のための一時援護として貸し付けを行っている。

歳末助け合い運動も、地域婦人会が中心となって、金品を持ち寄って恵まれない人々の歳末援護にあたっている。更に、昭和四一年から農協婦人部の協力もあって大きな成果をあげている。

昭和四二年に集められた金品は、町内のボーダーライン層、長期療養者(入院、在宅の療養者)、心身障害児(施設入所者)など二二七名と、町外の三施設に贈った。

久万町社会福祉協議会役員名簿（平成元年4月1日現在）

理事

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
川崎清規	入野	田村友信	入野	大西美佐雄	久万
大西利康	菅生	土居エイ	万町	白川京子	菅入
渡部鬼子雄	下畑野川	山本博行	上野	森川照義	西二菅
日野勉	下畑野川	和田藤平	西野	関井義弘	菅生
日野朝幸	下畑野川	高門頼子	東野	西森	菅生
監事 黒田英雄	（上野尻）	大野伊平	（直瀬）		

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
西岡時子	上野尻	中矢春香	久万町	田村友信	入野
名智安市	下畑野川	田中清	久万町	土居エイ	万野
大野留三郎	直瀬	日野勉	下畑野川	山本博行	上野
長栄久雄	露峰	三宅昌秋	久万町	和田藤平	西野
渡部綱賀	入野	石田佐々雄	上畑野川	高門頼子	東野
岡田うめ	二名	渡部秀明	久万町	大西美佐雄	菅入
小原輝義	久万町	古田安功	露峰	白川京子	菅入
高岡晋作	久万町	神西伊佐雄	二名	森川照義	菅入
玉水繁	父野	佐伯正俊	久万町	関井義弘	菅東
大野隆則	東野	佐々木民雄	東野	西森	菅東
川崎清規	入菅	渡部鬼子雄	下畑野川	丸山	菅東
大西利康	菅生	日野朝幸	下畑野川		

昭和三十七年からまごころ銀行が開設され、久万町社会福祉協議会内にも、その支店を置いていた。そうして町民の善意が集積されて、恵まれない人々のために更に効果的な貸し出し（心、技術、労力、金品の各口座）が行われている。

昭和四十二年十一月八日の第一回久万町社会福祉大会では、住民がこぞって社会福祉に参加しようという決議が行われたことを機会に、社会福祉協議会内部でも新しい動きが生まれ、昭和四三年七月一日を目途に

社会福祉法人へとふみ切った。

会長 大西完信 理事 一五名 監事 二名
評議員 三三名

社会福祉協議会の活動は福祉行政施策と相まって、関係団体と地域住民の総参加により、あらゆる社会福祉問題と取り組み、自主的福祉活動を組織的に推進し、地域の福祉の増進をはかっている。いわば行政と団体並びに住民とのパイプ役を果たすとともに、住民の相談相手の役割も果たしており、行政では出来がたいきめのこまかなサービスを提供して

いる団体である。法人の役員は理事一五名、監事二名、評議員三三名が役員となつて会の運営をしている。職員は、事務局長（兼務）福祉活動専門員一名、事務職員一名、老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）常勤二名、非常勤四名、となっている。

昭和三六年から、心配ごと相談所（菅生山大宝寺）を開設し、毎月一日と一五日を相談日として専任相談員（故大西完信）を置き、その他民生委員が相談に当たり、大きな成果をあげた。

その後、相談所を役場職員寮に昭和四八年に移された。昭和五三年度町民館に移され、菅原辰二、村田建一弁護士による法律相談を年四回、法務局と人権擁護委員による人権法律相談を毎月二〇日に行い、民生児童委員は、それぞれの担当地区内で相談を受けている。

社会福祉協議会予算（単位 千円）

昭和44年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	昭和63年
1,143	1,786	9,828	12,622	16,135	25,596

平成元年度 まごころ銀行決算報告

収入の部

(単位 円)

費 目	金 額	説 明
1. 寄 付 金	4,274,000	まごころ銀行預託金 (35件)
2. 預金利子	211,432	積立金利子 200,000 普通預金利子 11,432
3. 雑 収 入	1,479,049	立替金返戻金 (紙オムツ代、歳末見舞金)
4. 繰 越 金	5,759,116	前年度より
合 計	11,723,597	

愛媛まごころ銀行久万支店

自 平成元年4月1日

至 平成2年3月31日



久万町自然休養センター
(久万町社会福祉協議会事務局)

支出の部

(単位 円)

費 目	金 額	説 明
1. 事 務 費	41,812	礼状印刷費 12,639 礼状郵送料・手数料 29,173
2. 払 出 金	2,877,554	奨学金 (15名) 540,000 幼児祭り開催費 100,000 指定寄付払出金 1,840,000 小口資金貸付金 50,000 歳末たすけあい負担金 332,554 火災見舞金 15,000
3. 積 立 金	4,750,000	福祉基金積立のための社協会計へ
4. 立 替 金	1,479,049	紙オムツ代、歳末見舞金立替
5. 予 備 費	0	
合 計	9,148,415	

収入総額 11,723,597円

支出総額 9,148,415円

差引残額 2,575,182円

(平成2年度へ繰越)

社協事務局

所在地 〒791-12 久万町大字久万町212番地
(久万町自然休養村センター1階)

○平成元年度に愛媛まごころ銀行久万支店へお寄せいただきました預託件数は35件、金額で4,274,000円の多額になりました。

社会福祉法人 久万町社会福祉協議会

	社協事務局員
	会 長 川崎 清規
	（事務局長（兼任）） 谷口伊三夫
	福祉活動専門員 国政 主山
	事務職員 山内 巨美
	家庭奉仕員
	主任（野尻・菅生） 河野ヒロ子
	副主任（久万・入野） 竹内 敦子
	（二 名） 西山 藤子
	（露峰・父野川） 西野 恵子
	（上 直 瀬） 大野 君江
	（下 直 瀬） 段の上嶋江
	（東 明 神） 山之内信枝
	（西 明 神） 正岡 曙美
	（畑 野 川） 藤原 妻子
	（畑 野 川）

平成元年度 久万町社会福祉協議会決算報告

収入の部

(単位 円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	1,503,100	社協会費（一般・特別・法人）
町 補 助 金	4,765,592	専門員・事務職員設置費補助金・社協活動費補助金
県 社 協 補 助 金	1,136,420	専門員設置費補助金・社協活動育成費補助金
共同募金配分金	1,727,317	一般配分金・指定配分金・歳末たすけあい配分金
町 委 託 金	12,802,929	家庭奉仕員派遣事業委託金・民生委員活動費委託金
県 社 協 委 託 金	229,260	心配ごと相談・民生委員互助・世更資金事務費委託金
財 産 収 入	148,557	基本財産・運用財産の利子
寄 付 金 収 入	550,000	一般寄付金
事 業 収 入	35,000	
繰 入 金	5,340,000	まごころ銀行より繰り入れ金（福祉基金積立475万円、奨学金54万円、小口資金貸付金5万円）
諸 収 入	100,000	雑収入
繰 越 金	1,607,295	前年度より繰越金
合 計	29,945,470	

支出の部 (単位 円)

項 目	金 額	摘 要
会 議 費	211,320	理事会・評議員・監事会
事 務 費	7,323,639	諸給・旅費・庁費
業 費	企 画 調 整 費	89,387 調査費・指導者育成費・連絡調整費
	福 祉 活 動 費	2,893,426 民生、児童、老人、在宅福祉費・ボランティア活動関係費、奨学金ほか
	生活福祉資金事務費	130,300 更生運動対策、小口資金貸付、貸付事務費・委員会費
	家庭奉仕員派遣費	10,214,110 諸給・旅費・需要費
	心配ごと相談費	523,232 報償費・旅費・事務諸費
共同募金配分費	1,719,159 一般配分・指定配分・歳末援護費・委員会費	
繰 出 金	5,899,280 退職積立会計、福祉基金積立500万円	
負 担 金	446,442 県、郡社協負担金・その他の負担金	
予 備 費	0	
合 計	29,450,295	

収入総額 29,945,470円
 支出総額 29,450,295円
 差引残額 495,175円
 (平成2年度へ繰越)

会費の実績

○平成元年度は、一般会員（会費500円）に2,168戸、特別会員（会費1,000円）に72戸、町外特別会員（会費2,000円）に21戸、法人会員（会費10,000円）に22件の加入があった。これは前年度の会費実績1,316,900円に対し元年度は1,503,100円と大幅に伸びた。会員からの会費は社協活動充実のため有効に活用している。福祉基金は、従前の積立額100万円に平成元年度分500万円を加え現保有高600万円になった。

11 共同募金

国民の助け合い精神を高揚するために、昭和二二年から共同募金運動がはじまった。社会福祉事業法（昭和二六年三月）が公布されて共同募金運動の法制化が実現した。

この運動が始められた昭和二二年ごろは、食糧難であるとともに、戦後復興の途上であり、共同募金に対する住民の関心も薄く実績は貧弱であった。

社会福祉事業法の公布施行により、久万町でも社会福祉協議会ができて、公私ともに社会福祉事業が活発に行われるようになり、共同募金運動も積極的に推進されるようになった。

昭和三四年一〇月より、久万町共同募金実施委員会（会長、日野泰）がつくられ、町内会長（嘱託員）に共同募金実施委員を嘱託し、各組、各戸より募金が行われるようになった。

久万地区では、民生委員が会社等を回り大口募金を受けたり、昭和四一年から民生委員全員が多額の募金を行うなど、目標額を越える実績が認められるようになった。

社会福祉活動は、共同募金の配分金を有効に使うことになっていっそう進められることになったし、共同募金運動もまた社会福祉活動が進められたことによって実績をあげることができるようになった。

平成元年度の赤十字募金・NHK海外たすけあい救援金、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金等の収入内容は次のとおりであり、久万町社協を中心に福祉の各分野に配分され、町内福祉活動の増進に有効に活

久万町の共同募金実績

年度別	募 金 実 績
昭和60年	1,065,254 円
63年	1,260,874
平成元年	1,321,308

平成元年度募金概要

赤十字募金（愛媛県支部に送金）		
(1) 目 標 額	(2) 実績額	(3) 達成率
一般社資 765,000円	981,750円	128.3%
法人社資 44,000円	58,500円	132.9%
計 809,000円	1,040,250円	128.5%
NHK海外たすけあい救援金（日赤県支部に送金）		
(1) 上浮穴高等学校家庭クラブ		16,046円
赤い羽根共同募金（県共同募金会へ送金）		
(1) 目 標 額	(2) 実績額	(3) 達成率
1,030,000 円	1,315,308円	127.6%
歳末たすけあい募金（久万町で使用）		
(1) 義援金収入	一般義援金	895,656円
	ライオンズクラブ寄付金	100,000円
	まごころ銀行支出金	292,554円
	収 入 合 計	1,288,210円
(2) 義援金支出	町内一般見舞金 (112名)	524,000円
	病院入院者見舞金 (117名)	351,000円
	施設入所者見舞金 (49名)	147,000円
	要援護者見舞品代 (57名)	121,350円
	計 (335名)	1,143,350円
(3) 事務処理経費	義援金配分委員会の経費	131,560円
	町外病院入院者等見舞の経費	13,300円
	計	144,860円
	支 出 合 計	1,288,210円

用されている。

三 施設福祉対策

昭和二七年九月一五日、上浮穴郡内町村長会で上浮穴養老院組合立養老院設置の議案が可決され、同年一二月に厚生大臣に申請、二八年一月に許可され、二九年六月久万町菅生に竣工し、七月一日開設した。

この養老院は開設当時は、一般の理解も乏しく、定員三〇名に対して

わずか二〇名前後の入所状況であった。

上浮穴養老院の施設概要

項 目	
設置主体	上浮穴養老院組合
事業開始	昭和二十九年七月一日
入所人員	三〇名（昭和三〇・七・一より三三名） （昭和四二・四・一より五〇名）
敷地面積	一一五九平方呎
建物面積	五六二平方呎
総 工 費	四四四万一五四六円
内補助対象	二四三万円
町村負担	二〇一万一五四六円



老人ホームささゆり荘

増築年月日 昭和四二年三月三十一日
増築工事費 八八五万二〇〇〇円

内補助対象 三五九万二〇〇〇円

町村負担 五二六万円

増築面積 二二〇平方呎（ブロック建築）

しかし、昭和三八年、老人福祉法が施行されてから名称も八月一日から上浮穴養護老人ホームと変わり、経済的理由のみでなくて精神的又は環境上の理由によって入所することができるようになる適用範囲も広がり、老人の福祉に重点がおかれるようになった。一方では、社会の理解も深まり、入所希望者も増加し、入所能力に不足をきたしたので昭和四二年三月、八八五万円余で居室を増築した。

更に急速に進行する人口の老齢に伴い多様化する生活環境の変化、老後生活上のニーズに対応するため、ケアを要する老人は所得のいかにかわらず、その心身の機能に応じ入所を希望する者も増加し、より快適な処遇を行うため、昭和五七年四月一日より現在の地に移転改築した。町の中心部から少し離れてはいるが周辺は緑に囲まれ風光明媚で自然環境に恵まれている。名称も養護老人ホームささゆり荘と変更された。現在の施設の概要は次のとおりである。

名 称	上浮穴郡生活環境事務組合養護老人ホームささゆり荘
種 類	老人福祉法による養護老人ホーム
所 在 地	上浮穴郡久万町大字菅生二番耕地六二六番地
設置主体	上浮穴郡生活環境事務組合
運営主体	（久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町）
規模構造	敷地面積 六、〇六七平方呎

建物面積 一、六二八、三七平方尺

鉄筋コンクリート造平屋建

居室・集会室・廊下等床暖房

事業費 三三三、一〇〇千円

(補助対象 二七五、五七八千円)

付設作業所 建物面積 一〇五平方尺

構造 鉄筋コンクリート造平屋建

供用開始 昭和五七年二月一日

定員 五〇名

現在、上浮穴郡各町村は高齢化が急速に進展し、六五歳以上の高齢者は、平成元年四月一日現在で四五六六名、高齢化率は二三・三七％に達している。したがって、ひとり暮らしの老人は四二三名、ねたきり老人八〇名になっており、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とする高齢者が年々増加しており、在宅だけの介護が非常に困難になっている。このような状況の中で特別養護老人ホームの入所待機者は県下でも多い。現在、家庭において、一時的に介護できない場合「ねたきり老人短期保護事業」を進めている状況である。久万町でも特別養護老人ホーム設置の機運が高まり、設立の計画が着々と進められている。

歴代組合長及びホーム長

歴代	1	2	3	4	5	6	7	8
組合長名	高岡貞一郎	相原 芳太	日野 泰	河野 修				
在職	自昭和二九・七・一 至〃三〇・四・三〇	自〃三〇・五・三一 至〃三四・四・三〇	自〃三四・五・一 至〃五〇・三・三一	自〃五〇・四・一 至現在に至る。				
歴代	1	2	3	4	5	6	7	8
ホーム長	高岡貞一郎	日野 泰	東 右一郎	西原加喜世	岩川 健一	中谷 松男	城本 清重	丸山 仁
在職	自昭和二九・七・一 至〃三九・一・三一	自〃三九・二・一 至〃四一・四・三〇	自〃四一・五・一 至〃四五・三・三一	自〃四五・四・一 至〃五二・三・三一	自〃五二・四・一 至〃五八・三・三一	自〃五八・四・一 至〃五九・三・三一	自〃五九・四・一 至平成元・三・三一	自〃元・四・一 至現在に至る

